

兵庫県酒類販売事業者支援金 募集要項 (第2次横出し対象事業者用・令和3年9月分)

支援金の概要

■趣旨

令和3年4月25日から発令された緊急事態宣言等の影響により、兵庫県知事の要請を受けて休業または時間短縮営業をし、酒類の提供を停止する飲食店と直接の取引を有する酒類販売事業者が特に深刻な影響を被っていることを踏まえ、当該事業者の事業を支援するための支援金を県が支給します。

■対象

対象となる方の主な要件は以下の3つです。(他にも満たしていただく要件がございます。詳しくは酒類販売事業者支援金支給要綱をご確認ください。)

- (1) 令和3年3月31日以前に開業し、県内に本店を有する中小企業等(個人の方は県内に住所を有する方)であって、知事の要請を受けて休業または時間短縮営業をし酒類の提供を停止する飲食店と取引のある、一般酒類小売業免許または通信販売酒類小売業免許を有する酒類販売事業者であること。
- (2) 飲食店が休業または時間短縮営業、酒類提供の停止をしたことによる影響を受け、令和3年9月の売上が前年または前々年同月対比で30%以上50%未満減少していること、もしくは、令和3年8月及び9月の売上が前年または前々年同月対比で2ヶ月連続して15%以上減少していること(9月の減少率が50%以上の場合を除く)。
- (3) 令和3年9月と同期間を対象とする、地方公共団体等が実施する、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする、休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者または国において実施する月次支援金の支給対象となっている事業者でないこと。

■支給額

2019年または2020年9月の事業収入から2021年9月の事業収入を引いた額です(千円未満切り捨て)。

ただし、上限額は、法人20万円、個人は10万円です。

■ご注意

- 本支援金の支給は1事業者につき1回限りです。
県内で複数の酒販店を運営している事業者の方も支給は1回限りです。
- 9月の事業収入が50%以上減少している場合は、国の月次支援金を申請し、兵庫県酒類販売事業者支援金募集要項(第2次上乘せ対象事業者用・令和3年9月分)を

ご確認いただいた上で申請をお願いします。

- 本支援金の税務上の処理については、税理士又は最寄りの税務署にお問い合わせください。

支給申請の流れ

- 募集要項公表：10月8日（金）
- 申請書の受付開始：10月11日（月）
- 支援金の支給時期：申請受付後2～4週間程度
ただし、申請状況によりこれよりも遅れる可能性があります。

申請手続

- 申請受付期間：10月11日（月）～11月30日（火）【11月30日の消印有効】
※申請期限前であっても、予算額に達し次第終了となります。

■申請方法

- ・郵送(レターパック(プラス、ライト含む))で、申請書と添付書類を提出してください。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、お持込みによる提出はご遠慮ください。
- ・書類のコピーには、申請者のお名前(法人名、個人事業主名)を裏面などに記載してください。

(宛先)

〒650-8777

兵庫県酒販事業者支援金事務局あて

<郵便番号と宛名だけで届きます（住所記入不要）>

■申請に必要な書類の入手方法（令和3年10月8日掲載）

県のホームページからダウンロードできます。

URL: <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/getsujiboshu202109.html>



■申請書類と添付書類

提出いただいた申請書類等はいかなる理由でも返却いたしません。

① 申請書

県所定の様式に記入または入力してください。

② 添付書類

書類名	説明・具体例
誓約書	県が指定する様式に記入してください。 県ホームページからダウンロードできます。
<p>2019年9月(及び8月※)及び2020年9月(及び8月※)をその期間に含む、收受日付印の付いた確定申告書の控え(※e-Taxによる申告の場合、受付日時印又は受信通知メールの添付があること。)</p> <p>※「4申請金額の算出」において、8月の売上減少率を算出した場合は、9月を含むものに加え8月を含むものが必要。</p>	<p>個人事業主の方は、マイナンバー記載欄を黒塗りしてください。 原則、下記の書類をご提出ください</p> <p>「個人の場合」 ① 確定申告書第一表、第二表</p> <p>「法人の場合」 ① 確定申告書別表一</p> <p>「合理的な理由により確定申告書を提出できない場合」 ① 法人設立届出書(法人)または開業届(個人)を提出し、併せて、比較対象月の収入を確認するため下記②-④のいずれかの書類を提出してください</p> <p>② 個人事業主で確定申告義務がない場合は、住民税の申告書類の控えで代替可能</p> <p>③ 法人で確定申告書が合理的な理由で提出できない場合は、確定申告書を税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能</p> <p>④ 新規開業や法人成等で比較対象月の確定申告書がない場合は、酒類販売事業者支援金支給要領別表1に掲げる方法により対象月の収入額を推定するので、必要な書類を提出してください</p> <p>※2021年4～6・8月のいずれかの月を対象月とした酒類販売支援金の申請を行い、左記の書類を提出した方は不要です。</p>
<p>中小法人は事業概況説明書(両面)</p> <p>個人事業主は青色申告決算書一式または収支内訳書一式</p>	<p>確定申告書と同じ期間のものを提出してください。</p> <p>※2021年4～6・8月のいずれかの月を対象月とした酒類販売支援金の申請を行い、左記の書類を提出した方は不要です。</p>
<p>2019年または2020年及び2021年9月(及び8月※)の売上台帳のコピー</p> <p>※「4申請金額の算出」において、8月の売上減少率を算出した場合は、9月分に加え8月分のものが必要。</p>	<p>法令に規定の事項が記載されているもの。</p> <p>売上台帳がない場合、代替の資料をご提出下さい。</p> <p>①年月、②売上発生日(確定日)・取引先名・摘要(どのような売上なのか分かる簡潔な内容)・売上額(1円単位まで)・備考(必要に応じて)、③月売上額合計を記載。</p>

<p>通帳のコピー</p>	<p>銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認可能なもの(通帳のオモテ面、通帳を開いた1・2ページ目の両方等)(※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピーで可)</p> <p><u>振込希望口座の名義人は、申請者(法人代表者又は個人事業主)と同じ名義人にしてください。</u>法人で申請される場合は法人名義の口座であることが必要です。法人代表者の個人名義の口座では受付できません。</p> <p>※2021年4～6・8月のいずれかの月を対象月とした酒類販売支援金の申請を行い、左記の書類を提出し、今回も同じ口座に振込みを希望される方は不要です。</p>
<p>中小法人は申請時から3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書、 個人事業主は申請時に有効な本人確認書類の写し</p>	<p>本人確認書類は、住所・氏名・明瞭な顔写真のある下記のいずれかです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証(両面)(写し) ・マイナンバーカード(オモテ面のみ)(写し) ・写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)(写し) ・在留カード(写し) ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・住民票の写し及びパスポート ・住民票の写し及び各種健康保険証 <p>※2021年4～6・8月のいずれかの月を対象月とした酒類販売支援金の申請を行い、左記の書類を提出した方は不要です。</p>
<p>まん延防止等重点措置・緊急事態措置の対象区域にあり、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店との2019年及び2020年の9月(及び8月※)に<u>反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」</u>のコピー ※「4申請金額の算出」において、8月の売上減少率を算出した場合</p>	<p>帳簿書類は、<u>売上金額や取引先を記載した帳簿(売上台帳等)及び書類(請求書・領収書・注文書・売上傳票等)</u>です。</p> <p>「反復継続した取引」とは、2019年の対象月同月及び2020年の対象月同月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていることを意味します。ただし、契約形態等により、複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、その取引を示す書類でも可とします。</p>

は、9月分に加え8月分のものも必要。	
一般酒類小売業免許 または通信販売小売業免許のコピー	申請日時点で有効なもの。免許の通知でも可。お手元がない場合は、酒類指導官に連絡をし、税務署から免許の証明書を入手してください。 ※2021年4～6・8月のいずれかの月を対象月とした酒類販売支援金の申請を行い、左記の書類を提出した方は不要です。

■申請書の審査

申請書の内容について、支援金事務局から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

申請書の審査の結果、支援金の支給・不支給が決定したときには、支給または不支給に関するご案内を、申請者の所在地又は住所あて発送します。

■支援金の支払い

申請受付から支給までは2～4週間で予定しています。

ただし、申請書類に不備がある場合、支給までの期間が延びることがあります。また、酒類販売事業者支援金支給要綱に定める支援金の支給期間終了時まで不備が修正されない場合は支援金が支給されないことをご了承ください。

■個人情報・法人情報の利用

兵庫県(支援金事務局)が、申請書類及び添付書類に記載された情報を、支援金の支給事務に利用するほか、当事業で得た情報を兵庫県その他の官公署に提供および照会することがあることをご了承ください。

■支援金支給事業者の紹介

支援金を支給した事業者については、事業者名及び所在市町を、県ホームページで公表することがあります。

公表できない相当な理由がある場合は、その理由を申請書に記載してください。

■支援金の返還

支援金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により支援金を受領した場合は、支援金の支給決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。

★加算金の加算、氏名等の公表や刑事告発する場合があります。

お問い合わせ

■酒類販売事業者支援金事務局

開設時間 午前 10 時から午後5時(土日祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)

電話番号 078-362-9893(令和3年9月21日開設)

※品質向上のため、通話を録音させていただくことがあります。

※お問い合わせの前に必ず公表している本要綱や Q&A、記入注意事項等の資料を確認し、それでもなおご不明な点がございましたらお問い合わせください。

※審査状況をお問い合わせいただいても完了時期はお伝えできません。

※郵送申請の到着確認にはお答えできません。

(レターパックの追跡サービスをご利用ください。

日本郵便の追跡サービス URL : <https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/>)